

宝くじ付き定期預金「ゆめ紀行」景品規定

宝くじ付き定期預金「ゆめ紀行」をご契約いただいたお客様につきましては、本規定により景品として当せん金付証券を進呈します。

第1条（景品とする当せん金付証券の種類、送付回数、枚数）

1. 景品としてお客様にお送りする当せん金付証券（以下「宝くじ」といいます。）の種類、送付回数、枚数は、宝くじ付き定期預金「ゆめ紀行」（以下「この預金」といいます。）1口あたりの預入金額に応じて、下記のとおりとし、宝くじの現物に代えて宝くじの組数・抽せん番号を表示した「番号通知ハガキ」を送付させていただきます。

※1口あたりの預入金額に応じた宝くじの種類、送付回数、枚数

1口あたりの預入金額	宝くじの種類	送付回数および枚数
100万円	年末ジャンボ宝くじ	左記の宝くじについて年1回5枚
300万円	年末ジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ	左記2種類の宝くじについて年1回ずつ、各10枚
600万円		左記2種類の宝くじについて年1回ずつ、各20枚
900万円		左記2種類の宝くじについて年1回ずつ、各30枚
1500万円		左記2種類の宝くじについて年1回ずつ、各50枚

2. 上記第1項で定めた宝くじ（以下「所定の宝くじ」といいます。）が販売されなかった場合、および所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になるか、または所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当金庫は所定の宝くじを上記第1項で定めた数量分を購入するために当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、または他の物品を景品とすることができるものとします。

第2条（宝くじ送付基準日）

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在でこの預金を預入れされているお客様に「番号通知ハガキ」を送付します。ただし、基準日が当金庫の定める窓口休業日にあたる場合には、前窓口営業日を基準日とします。

宝くじ送付基準日	宝くじの種類	番号通知ハガキのお届け予定時期
10月31日	年末ジャンボ宝くじ	毎年12月上旬
6月30日	サマージャンボ宝くじ	毎年7月下旬

第3条（宝くじ送付期間）

1. 宝くじは、この預金の預入期間である3年間についての景品となり、この預金が継続された場合には宝くじの景品も継続します。
2. 当金庫がこの預金の取扱いを中止する場合には、この預金を預入れされているお客様に対し、取扱中止基準日を記載した通知書を発送します。この場合、取扱中止基準日以降に継続されたこの預金については宝くじの景品はつきません。
ただし、取扱中止基準日の前日までに新規預入あるいは継続されたこの預金については、次回満期日までは宝くじ進呈の対象とします。

第4条（番号通知ハガキの送付先）

「番号通知ハガキ」は、この預金を預入れされているお客様が、宝くじ送付基準日現在、インターネット支店（以下「当支店」といいます。）にお届けの住所に送付します。

第5条（宝くじ当せん金）

宝くじに当せんされたお客様には、宝くじ当せん金をお客様名義の当支店普通預金口座へ自動入金させていただきます。ただし、当せんの通知はいたしません。

第6条（景品進呈の中止について）

この預金は、3年間お預けいただく契約に基づき、すべてのお客様に同条件で景品の進呈をしておりますので満期日前の解約など以下の場合には宝くじ（または景品）の進呈を中止することがあります。

1. 満期日前の解約

宝くじ送付基準日現在にこの預金の残高があっても、その後、「番号通知ハガキ」発送までに満期日前の解約をされた場合。

2. 公平性を害する取引

取引の公平性を害するおそれがあると当金庫が判断する場合。

以上
平成28年12月1日施行